

令和元年度第20回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和2年1月28日
 担当部・課：福祉部福祉総務課〔内線2452〕
 健康部包括ケア推進室〔内線2572〕

① 件名												
「(仮称)石巻市ささえあいセンターの設置について」の一部変更について												
② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)												
【背景】 本市においては、東日本大震災による人口流出、また少子高齢化の進展が顕著となり、地域コミュニティの低下や人材の流出により人口構造や生活環境が変化する中で、安心して生活できる社会作りを行うために、「地域包括ケア」の推進が重要となっている。 その中核的拠点施設として設置する(仮称)石巻市ささえあいセンターについては、令和元年度第4回例規審議会での協議において、本来行政が行うべき「地域包括ケア」の推進のみを図るための施設として位置づけることとなった。												
【目的】 本来行政が行うべき「地域包括ケア」の推進活動を行う施設として、その使用料を無料とする。また、センターに付帯する駐車場は、センターと利用時間を同じとする。												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしをとりもどす												
④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)												
平成26年 3月	石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想策定 ※(仮称)ささえあいセンター建設事業を明記											
8月	都市計画審議会 承認											
平成27年 3月	基本計画策定済											
平成28年10月	基本・実施設計済											
平成29年12月	復興交付金建設工事費配分											
平成30年 9月	建設工事契約締結											
12月	用地引渡し完了											
平成31年 1月	建設工事着工											
令和 元年12月	令和元年度第18回庁議に、審議事項として「(仮称)石巻市ささえあいセンターの設置について」提案											
令和 2年 1月	令和元年度第4回例規審議会											
⑤ 主な内容												
(仮称)石巻市ささえあいセンターの利用時間及び休館日、使用料について、令和元年度第18回庁議における審議内容から、以下のとおり変更するもの。												
【利用時間及び休館日】												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター</td> <td rowspan="2">利用時間</td> <td>変更なし</td> <td>午前9時から午後9時30分まで (ただし、貸館は午後9時まで)</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>午前9時から 午後9時30分まで</td> <td>終日(ただし、入庫は午前8時から 午後9時30分まで)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		変更後	変更前	センター	利用時間	変更なし	午前9時から午後9時30分まで (ただし、貸館は午後9時まで)	駐車場	午前9時から 午後9時30分まで	終日(ただし、入庫は午前8時から 午後9時30分まで)
区分		変更後	変更前									
センター	利用時間	変更なし	午前9時から午後9時30分まで (ただし、貸館は午後9時まで)									
駐車場		午前9時から 午後9時30分まで	終日(ただし、入庫は午前8時から 午後9時30分まで)									
※休館日は、センター及び駐車場ともに、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (変更内容) 駐車場について、ささえあいセンター利用者のみが利用することとするため、利用時間をセンターと同じとする。												

【使用料】

区 分		変 更 後	変 更 前
センター	使用料	無料	使用料を規定により減免することができる。
	冷暖房料	無料	冷暖房料は別途規則で定める。

(変更内容) 諸室利用について、使用料及び冷暖房料を定めていたが、「地域包括ケア」を推進するという目的で使用することとするため、無料とする。

(参考) ※令和元年度第18回庁議における審議内容から変更なし

1 施設名称

(1) 名 称 (仮称) 石巻市ささえあいセンター

(2) 所在地 石巻市穀町15番2号

2 施設の内容

構 造：鉄骨造地上3階建て（1階駐車場ピロティ構造）

敷地面積：2,944.66㎡

建築面積：1,631.84㎡

延べ面積：4,256.61㎡

駐 車 場： 42台

3 運営方法

管理運営 指定管理者に行わせることができる。但し、当面直営とする。

4 地域包括ケア推進機能について

(1) 医療・介護連携機能

・在宅医療・介護の円滑な連携推進と提供体制を構築する

(2) 支え合う地域づくり機能

・地域力の強化や担い手育成、地域での自助、互助を推進する

(3) 包括的な相談支援機能

・在宅医療・介護連携に関する相談や多機関の協働による包括的な相談を実施する

(4) 子育て支援機能

・親子交流や相談の場を提供し、総合的に子育てを支援する

(5) 次世代育成機能

・地域共生社会に向けた学びを通じ、次世代を育成する

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

医療・介護連携機能をはじめとする5つの機能を発揮することによって、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指す地域包括ケアの推進が図られる。

【市財政への負担】

維持管理費等については令和2年度当初予算ベースで、約5,600万円を見込んでいる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市ささえあいセンター条例について提案

(施行予定年月日：令和2年5月30日)

3月 石巻市ささえあいセンター条例施行規則の制定

(施行予定年月日：令和2年5月30日)

3月中旬 愛称公募

下旬 工事完了

4月下旬 愛称決定

5月下旬 開館、オープニングセレモニーの実施

⑨ その他